

# 奨学金返還支援事業

## <事業概要>

少子高齢化による人口減少が進行している中、若年層を中心とする地方からの人口流出が様々な社会的・経済的問題となっています。

このような少子高齢化の傾向は本町も同様にあることから、大学等の卒業を機に本町へ定住し、就業する方であって、在学期間中に本町が貸与する奨学金を受けていた方に対して、令和7年度から奨学金返還支援助成金を交付することにより、本町への定住促進を図ることを目的とするものです。

※令和6年度を以て償還免除（奨学生が重度心身障害の状態にある等の理由は除く）を廃止し、令和7年度から下記対象者に対し返還額の2分の1を助成する制度に変更となります。

## <対象者>

次の①から⑥までのいずれにも該当する方であって、平成29年度以降に芽室町から奨学金の貸付を受けていた方とします。

- ① 大学等を卒業した年度の翌年度以降から、毎年5月1日を基準に連続して2年以上本町に居住していること。
- ② 助成金の交付決定時に本町に居住していること。 ③ 町民税の課税対象であること。 ④ 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- ⑤ 当該年度までに奨学金の返還に滞納がないこと。 ⑥ 奨学金返還に関する他の補助金等を受けていないこと。
- ⑦ 芽室町暴力団排除条例（平成25年条例第25号）に規定する暴力団員等でないこと。

## <返還支援の額>

返還支援の額（以下「助成金」という。）は、助成金の交付申請を行う年度内に返還すべき額の2分の1以内とし、償還期間内で最大6年交付します。

ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員の方は、償還期間内で最大3年交付とします。

## <「償還免除」と「返還支援」の違い>

「償還免除」は年間返還金額の2分の1を除いた額を償還（納付）するのに対し、「返還支援」は年間返還金額を償還し、償還された後（納付後）に当該額の2分の1以内を助成金として交付するもの。

## <償還方法の変更>

現在、償還免除決定者に限らず、年間返還額の償還は年1回（12月21日納期）の年賦としているところを、年2回（9月末納期・2月末納期）の半年賦とし、返還支援決定者に対して、各期の返還額が償還された後に助成金を交付します。前納された場合も半年賦同様に、年間返還額が償還された後に助成金を交付します。

例 令和6年度卒業者であって、在学期間中に入学金と修学金の貸付けを受けていた場合

1) 償還免除の場合

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	115	115	230	230	230	230	230	230	230	1,955
免除							115	115	115	免除期間は3年(最大)							345

(千円)

借入者	償還額	免除額	実償還額
	2,300	345	1,955

2) 返還支援(助成)の場合

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					年間返還額計	据置	据置	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,300
第1期							115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	1,150
第2期							115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	1,150
助成							115	115	115	115	115	115	115	115	助成期間は6年(最大)		690

(千円)

借入者	償還額	助成額	実償還額
	2,300	690	1,610

3) 償還免除と返還支援(助成)との町及び借入者負担の比較

これまでの償還免除は、年間返還額の2分の1を当該年度の償還額から差引いた額を償還(最大3年)するものでしたが、令和7年度からの返還支援(助成)は、年間返還額を半年賦(または前納)により償還された後に、償還額に対して2分の1を助成金として交付(最大6年)するものです。従前までと償還方法が異なりますが、最大で3年の免除だったものから6年の助成金交付となることで、借入者の負担軽減に繋がることとなります。

上記例の場合、これまでの償還免除に対し返還支援(助成)は実償還額が345千円減額となっております。

例 これまで償還免除の決定者（公務員以外）であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115	115	115						460

\*令和6年度までに償還免除期間の3年に到達していない者で、令和7年度以降に返還支援対象に該当する方は、償還免除相当期間にあたる年数に2を乗じた期間を返還支援対象とします。

例 これまで償還免除の決定者（公務員）であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115								230

\*公務員として就職している方が既に償還免除を受けていた場合（公務員として就職する者も含む）、助成期間をこれまでの償還免除期間にあたる3年（最大）と同様になります。

例 これまで償還免除の決定者であって、既に償還を行っている場合で、令和7年度に転出し令和8年度に再転入した場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								転出	転入								0

\*償還免除又は返還支援の決定者であった方が、償還期間中に再度転入したとしても返還支援の対象に該当しません。